

西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部を改正する規則
制定の件

西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 5 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部を改正する規則

西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則（昭和 6 3 年西宮市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 1 0 条中「条例別表第 2 備考第 5 項」を「条例別表第 2 備考第 6 項」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「、第 9 条に規定する冷暖房使用料」を削る。

付 則

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市学校施設使用料条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正を行うため。

西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p><u>(冷暖房使用料)</u></p> <p><u>第9条 西宮市学校施設使用料条例(昭和50年西宮市条例第44号)(以下「条例」という。)</u> <u>別表第2備考第5項に定める冷暖房使用料は、同表に定める使用料の2割5分の額とする。</u></p> <p>(付属施設使用料)</p> <p>第10条 条例別表第2備考第5項に定める付属施設の種類および使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 条例第4条第2項ただし書の規定による還付は、次の各号に掲げる事由に該当する場合に行い、その還付額は、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、還付する額は、条例別表第2に掲げる区分ごと並びに同表に掲げる使用料及び加算金、<u>第9条に規定する冷暖房使用料並びに別表に掲げる付属設備使用料ごとに算出するものとし、当該算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなつたとき 既に納付した使用料に相当する額</p> <p>(2) 使用者がホールにあつては使用日の20日前まで、会議室及び学習室兼会議室にあつては使用日の7日前までに前条第1項の規定により許可の取消しを申請して、承認されたとき 既に納付した使用料の8割に相当する額</p> <p>(3) 使用者が使用日の前日までに前条第3項の規定により許可の変更を申請して、承認されたとき 既に納付した使用料から変更後の使用料を差し引いて得た額の8割に相当する額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、変更を申し出た場合にあつては、前条第3項の規定による使用変更許可申請書の提出をもつてこれに代えるものとする。</p> <p>3 委員会は、使用料に係る還付の決定を行つたときは、使用料還付通知書により、申請者</p>	<p>(略)</p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>(付属施設使用料)</p> <p>第10条 条例別表第2備考第6項に定める付属施設の種類および使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 条例第4条第2項ただし書の規定による還付は、次の各号に掲げる事由に該当する場合に行い、その還付額は、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、還付する額は、条例別表第2に掲げる区分ごと並びに同表に掲げる使用料及び加算金並びに別表に掲げる付属設備使用料ごとに算出するものとし、当該算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなつたとき 既に納付した使用料に相当する額</p> <p>(2) 使用者がホールにあつては使用日の20日前まで、会議室及び学習室兼会議室にあつては使用日の7日前までに前条第1項の規定により許可の取消しを申請して、承認されたとき 既に納付した使用料の8割に相当する額</p> <p>(3) 使用者が使用日の前日までに前条第3項の規定により許可の変更を申請して、承認されたとき 既に納付した使用料から変更後の使用料を差し引いて得た額の8割に相当する額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、変更を申し出た場合にあつては、前条第3項の規定による使用変更許可申請書の提出をもつてこれに代えるものとする。</p> <p>3 委員会は、使用料に係る還付の決定を行つたときは、使用料還付通知書により、申請者</p>

に通知するものとする。ただし、前項ただし書に規定する場合にあつては、前条第4項の規定による使用変更許可書の交付をもつてこれに代えるものとする。

に通知するものとする。ただし、前項ただし書に規定する場合にあつては、前条第4項の規定による使用変更許可書の交付をもつてこれに代えるものとする。